

平成28年3月24日

土地・建設産業局建設業課

総合政策局公共事業企画調整課

とび・土工工事業の適正な施工確保に関する検討会のとりまとめ
～民間資格を主任技術者の資格要件に位置づける仕組みの構築～

国土交通省では、優秀な技術者が活躍の場を広げることができるよう、とび・土工工事業の民間資格を建設業法に基づく主任技術者の資格要件に位置付ける仕組みについて、昨年9月より検討会において審議した結果をとりまとめました。

優秀な技術者の活躍の場を広げる観点から、受験者の技術力を的確に評価できる民間資格等の合格者を建設業法に基づく主任技術者として位置付ける仕組みを構築するため、「とび・土工工事業の適正な施工確保に関する検討会（座長：日下部治 茨城工業高等専門学校長）」において、とび・土工工事業に必要とされる民間資格の試験内容等にかかる要件を昨年9月より審議を行ってきました。

検討会では、とび・土工工事業における民間資格を主任技術者の資格要件に位置づけるために必要となる「評価の視点」を整理しました。

今後、この「評価の視点」を踏まえ、民間資格を主任技術者に位置づける仕組みを省令に規定することにより、当該資格を有する者がとび・土工工事業の主任技術者として活躍することが期待されます。

とりまとめは、下記URLにて公表しています。

【国土交通省ホームページ（とび・土工工事業の適正な施工確保に関する検討会）】
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000112.html

<問い合わせ先>

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 松原

TEL：03-5253-8111（内線 24733）

直通：03-5253-8277、FAX：03-5253-1553

総合政策局 公共事業企画調整課 岩元

TEL：03-5253-8111（内線 24913）

直通：03-5253-8284、FAX：03-5253-1556